

**生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置及び
輸入数量に基づく特別緊急関税の令和元年度（平成31年度）における
輸入基準数量等**

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の6第1項第2号の規定に基づき、令和元年度（平成31年度）における第2号に係る輸入基準数量及び第2号に係る協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

1. 生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置（関税暫定措置法第7条の6第1項）

品名	区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
豚肉等	輸入基準数量	※276,408 トン	※543,034 トン	※826,632 トン	1,089,808 トン
	協定対象外 輸入基準数量	※79,305 トン	※158,535 トン	※242,870 トン	322,576 トン

2. 生きている豚及び豚肉等に係る輸入数量に基づく特別緊急関税（関税暫定措置法第7条の6第2項）

（1）第2項に係る輸入基準数量 ※960,648 トン

（2）第2項に係る協定対象外輸入基準数量 ※286,931 トン

【備考】

- ・「生きている豚」及び「豚肉等」は、関税暫定措置法第7条の6第1項に規定する物品。
 - ・各協定対象外輸入基準数量は、各物品の全世界からの輸入数量から、経済連携協定の譲許適用物品及び締約国産物品に係る輸入数量（EPA適用分相当）を控除した数量を基に算出。
 - ・関税の緊急措置について、第4四半期の輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同項第2号に規定する当該年度の「第2号に係る輸入基準数量」及び「第2号に係る協定対象外輸入基準数量」。
- ※関税の緊急措置に係る第1四半期から第3四半期までの輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税に係る輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、平成31年3月31日に公表済み。